

平成30年度 「訪問看護ステーション」と「医療機関」における相互研修実施要項

1. 趣旨

地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅療養を支える訪問看護には大きな期待が寄せられている。県内の訪問看護ステーションは100事業所を超えなお増加傾向にあり、今後、地域で訪問看護にかかわる人材をいかに育成し増やしていくかが課題となっている。

病院では、早期退院や在宅療養支援の機能強化がさらに重要となり、医療連携部門などの看護師だけでなく、病棟・外来などあらゆる部門で働く看護師は、在宅療養支援の視点とスキルが求められている。また、地域においては医療ニーズの高い利用者が増加しており、在宅ケアの対象者が重度化・多様化・複雑化してきているため、訪問看護師には、看護ケア等のスキルアップが求められている。

地域の住民が最後まで住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向け、訪問看護ステーションと医療機関双方の課題解決、地域の看看連携の強化につながる人材交流の仕組みづくりの一つとして本事業を実施する。

2. 主催

公益社団法人 沖縄県看護協会

3. 研修目的

病院の看護師にとっては、院内の看護ケアや退院支援機能の強化に役立つスキルアップ、訪問看護ステーションの看護師にとっては多様な看護人材の育成及び実践力向上を図ること、さらに病院と訪問看護ステーションの連携強化を図ることを目的とする。

4. 研修目標

- 1) 病院の看護師が訪問看護ステーションで一連の訪問看護を体験することにより
 - (1) 訪問看護の役割を理解する
 - (2) 訪問看護の活動内容を理解する
 - (3) 在宅療養を支えるサービスや他機関・多職種との連携について理解する
 - (4) 病院の看護ケアや退院支援に対する課題を認識できる
- 2) 訪問看護ステーションの看護師が急性期病院における在宅療養支援を主とした臨床の看護を体験することにより
 - (1) 急性期病院の在宅療養支援について理解する
 - (2) 医療的ケアについて、最新の知見を得る
 - (3) 病院と訪問看護ステーションの連携に対する課題を認識できる

5. 対象

- 1) 医療機関の看護師
- 2) 訪問看護師

* 但し、「看護師賠償責任保険」に加入していることを条件とする。

6. 研修方法

- 1) 研修期間 : 平成 30 年 8 月～12 月 (予算の範囲内で実施)
- 2) 対象日数 : 基本的に 1 人 2～4 日とし、研修生のニーズ等に合わせ、柔軟に対応する。
- 3) 研修時間 : 8 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
* 開始・終了時間は事例や研修場所によるため、実習先での調整とする。
- 4) 研修場所 : 病院・訪問看護ステーション等
* 研修場所は、主催者側で調整・決定し、研修生 (又は研修生所属施設) へ連絡する。
- 5) 費用 : 研修受け入れ先に対し、1 日 4, 0 0 0 円を主催者 (公益社団法人沖縄県看護協会) が支払う。
- 6) 案内方法 : 「看護協会ホームページ」及び「訪問看護ネット沖縄」へ掲載
- 7) 申込み方法 : 別紙申込用紙に必要事項を記入し、F A X にて申し込む。
申込先 (看護協会 訪問看護支援事業担当)
F A X : 0 9 8 - 8 8 2 - 7 9 2 5
- 8) 申込み期限 : 研修希望日の 1 ヶ月前まで。

8. 契約について

別添、契約書により施設間で契約を締結する。

9. 提出書類

研修派遣施設は、研修終了後 1 0 日以内に以下の書類を「看護協会 訪問看護支援事業担当者」へ提出する。

- 1) 研修報告書 (写し) : 様式 1 (日誌)
様式 2 (報告書)
- 2) 契約書 (写し) : 1 部